

「golfer保険」改定のご案内

2025年10月1日以降を始期とするご契約から、「golfer保険」の商品内容および保険料を改定いたします。

1 主な改定事項

商品改定による主な改定事項は次のとおりです。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1)	「オンライン診療」「通院」の定義の変更	○公的医療保険制度の医科診療報酬点数表から「オンライン診療料」が廃止されたことに伴い、「オンライン診療」の定義を変更します。加えて、「オンライン診療」には電話診療を含まないことも明確化します。（「通院」の対象となる「オンライン診療」に実質的な範囲の変更はありません。） ○「通院」の定義において、同月内に複数回オンライン診療を受診した場合で、公的医療保険制度上の「オンライン診療料」の算定が1回となる場合は、1回の通院とみなす規定を削除します。
(2)	「みなし通院」の規定変更	○ギプス等の定義を限定列举とすることで明確化します。 ○対象となるギプス等の装着部位に「顎骨・顎関節」を追加します。 ○固定部位が受傷部位である要件を削除し、直接受傷部位を固定していない場合でも、対象となる部位を固定していれば「みなし通院」として取り扱います。
(3)	golfer賠償責任補償特約における求償権行使等の明確化	○代位規定において、求償権の行使等に対する被保険者の協力義務を明文化します。
(4)	golfer賠償責任補償特約におけるゴルフカート損壊の補償対象化	○お客さまのニーズを踏まえ、従来、保険金のお支払対象外だった「ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任」について、お支払対象とします。
(5)	ゴルフ用品補償特約における免責規定の追加	○火災保険に合わせ、免責規定に、以下の事由を追加します。 ・被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害 ・使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害
(6)	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の「目撃」要件の明確化	○現行特約では、セルフプレー時のホールインワンまたはアルバトロスは原則保険金のお支払対象外であり、被保険者・同伴競技者以外の第三者が目撃した場合に限り補償対象となります。 ○この「目撃」の要件について、カップインした状態のボールを確認するのみの場合を含まない旨を明確化します（実質的な変更はありません）。
(7)	保険料クレジットカード払特約における保険料の返還等の特則規定の削除	○保険料クレジットカード払特約がセットされた契約で返還保険料が発生する場合、約款上は保険料の返還等の特則規定に基づき、入金確認後に保険料を返還する規定となっていました。 ○保険料返還を速やかに行うため、保険料の返還等の特則規定を削除し、オートリゼーションまたは有効性確認が完了した時点で保険料の返還を可能とします。

2 料率改定実施に伴う保険料の変更

料率改定を実施し、保険料を変更します。お客さまの保険料は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

以上

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

<チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス>

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

<お客さまデスク> 0120-632-277(無料)

こちらから
アクセスできます▶



71528/2025.2/A3F18/B(新)